

平成23年12月5日  
防衛省調査課情報保全企画室

内閣官房内閣情報調査室 御中

### 特別秘密の保護に関する法律（仮称）の「適性評価」について

平成23年12月1日に法制局に持ち込んだ条文案（以下「部長用条文案」という。）について、以下のとおり、意見等を提出します。

なお、以下の意見等に対する回答の内容によっては、再意見等を提出させていただく場合があるとともに、以下の意見等のほか、「調査票」の調査項目などについては、特別秘密に関する適性評価制度と、特別防衛秘密・省秘に係る適性評価制度は、当省内においては、単一の制度であるべきとの各機関の意見を踏まえ、現在、検討中であるため、今後、別に意見等を提出させていただく予定があることを申し添えさせていただきます。

#### 1 第8条第1項関係



#### 2 第8条第2項関係

部長用条文案第8条第2項に規定する「職員になることが見込まれる者」は、異動（出向に際し、一旦退職し、採用される場合を含む。）内示が出ている者のほか、国家公務員として新たに採用される者（新規採用となる者）も含まれるとの解釈でよろしいか。

この場合、「新規採用となる者は含まれない」との解釈であれば、その理由等を御教示いただきたい。

#### 3 第8条第7項関係

11月25日に法制局に持ち込まれた条文案（第6回分）には、結果の通知について、本人が希望しない場合には通知しない旨の規定が置かれていたが、部長用条文案第8条第7項において削除された理由を御教示いただきたい。

防衛省 担当官 殿

事 務 連 絡

平成 23 年 12 月 12 日

内 閣 情 報 調 査 室

特別秘密の保護に関する法律（仮称）の「適性評価」について（回答）

標記について、貴省からの 12 月 5 日付け意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第8条第1項関係



【回答】

第8条第1項第2号は、有識者会議報告書「第3（秘密の管理）2（人的管理）(1)（適性評価制度）イ（適性評価の対象者）」の第3段落を念頭に置いた規定である。

暫定的な適性評価に関しては、本法制上位置付けていくか引き続き立法技術的な検討をしてみたい。

2 第8条第2項関係

部長用条文案第8条第2項に規定する「職員になることが見込まれる者」は、異動（出向に際し、一旦退職し、採用される場合を含む。）内示が出ている者のほか、国家公務員として新たに採用される者（新規採用となる者）も含まれるとの解釈でよろしいか。

この場合、「新規採用となる者は含まれない」との解釈であれば、その理由等を御教示いただきたい。

【回答】

貴解釈のとおりである。

3 第8条第7項関係

11月25日に法制局に持ち込まれた条文案（第6回分）には、結果の通知について、

内閣情報調査室担当官 殿

平成23年12月14日  
警 察 庁

特別秘密の保護に関する法律(仮称)(平成23年12月12日付け法制局持ち込み資料)  
について

見出しの件につき、下記のとおり質問を提出致しますので、よろしくお取り計らいください。

記

1 第5条関係

第3項は、いかなる事態を想定しているのか教示されたい。また、同項第1号に規定する「取扱いの状況」及び第3号に規定する「留意すべき事項」とは、具体的にどのような内容を想定しているのか教示されたい。

2 第8条関係

(1) 平成23年9月27日付けで質問を提出した際には、検討中とのことであったが、第8条第1項2号に規定する「政令で定める措置」のその後の検討状況如何。

(2)

また、適性評価を実施する行政機関の長は、犯罪経歴に関する事項の調査を行うため必要がある場合、どの団体に照会を行うこととなるのか教示されたい。

(3) 第5項に規定する「政令に定めるもの」として具体的に何を想定しているのか教示されたい。

警察庁 担当官 殿

事務連絡  
平成23年12月19日  
内閣情報調査室

平成23年12月12日付け法制局持ち込み資料について（回答）

見出しの件につき、貴庁からの12月14日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 第5条関係

第3項は、いかなる事態を想定しているのか教示されたい。また、同項第1号に規定する「取扱いの状況」及び第3号に規定する「留意すべき事項」とは、具体的にどのような内容を想定しているのか教示されたい。

（回答）

同項は、12月14日各省送付に係る条文素案において削除した。

なお、同条文素案第5条第4項の「取扱いの状況」の具体的内容としては、特定都道府県警察における警察共有事項の管理の状況（例えば、当該警察共有事項を取り扱う職員の範囲など）、当該特定都道府県警察以外の者への当該警察共有事項の提供の有無などを想定している。

2 第8条関係

(1) 平成23年9月27日付けで質問を提出した際には、検討中とのことであったが、第8条第1項2号に規定する「政令で定める措置」のその後の検討状況如何。

（回答）

引き続き検討中である。

(2)

また、適性評価を実施する行政機関の長は、犯罪経歴に関する事項の調査を行うため必要がある場合、どの団体に照会を行うこととなるのか教示されたい。

（回答）

「犯罪及び懲戒の経歴に関する事項」について調査する事項の細目は、適性評価調査票（イメージ）を参照されたい。また、照会を行う団体については、引き続き検討中である。

(3) 第5項に規定する「政令に定めるもの」として具体的に何を想定しているのか教示されたい。

（回答）

論点ペーパー「調査事項について（案）」を参照されたい。

関の長は、自ら適性評価を行い、当該職員の適性を認めた上で特別秘密を取り扱わせることとなる。この場合の根拠条文は第8条第1項である。

● **今回の当省からの再質問**

- ① 第8条第9項第2号(12/16付部長用資料では第10項第2号)は、具体的にどのような場合を想定されているのか御教示いただきたい。
- ② 上記の回答は、当方の質問事項に記述したように「改めて、適性評価を行うことも可能」(相互乗入が可能)という趣旨か、それとも、他の行政機関に出向(異動)した者すべてについて、異動先の行政機関の長は、適性評価を改めて実施しなければならないのか御教示いただきたい。また、相互乗入が可能ということであれば、それは、契約業者の場合も同様か御教示いただきたい。



2 **新規質問**

ア **第8条第1項第1号関係**

適性評価の対象とすることが適当でない個別の職名は政令で規定するとなっているが、各省庁共通事項として大臣秘書官(政務)の取扱いについてのお考えを御教示いただきたい。

また、適性評価の対象とすることが適当でない個別の職名については、各省庁統一的なものとして政令のみに規定されることになるのか、それとも、例えば、防衛大臣補佐官など各省庁固有の官職については、各省庁の判断で適性評価の対象外とできるような仕組みとなるのか御教示いただきたい。

イ **第8条第8項関係**

適性評価の結果の通知(主に適性を有しないと認めた場合)については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき、申請者から個人情報の開示請求がなされた場合の「開示・不開示の判断基準」や「不開示とする場合の理由」を同法14条の規定に照らし整理する必要があるところ。当該内容を含め、個人情報の開示請求への対応について、現段階においてお考えがあれば御教示いただきたい。

ウ **その他**

当方としては、企業職員に対する適性評価の実施体制について、必要に応じて所要の機構・増員要求を行う必要性も含めて検討を進めているところ。当方のこれまでの経験に鑑みれば、適性評価において最も労力と時間を要するのは「対象職員若しくは知人その他の関係者への質問」(法案第8条第7項)であるところ、これらの職員・知人に対する質問手続等について、今後、政令等により各省庁共通の規定を設ける予定があるのか、それとも各行政機関の長の裁量に委ねられることになるのか、お考えがあればお伺いしたい。

また、法律の施行期日次第では、企業職員に対する適性評価の実施体制の構築については、

コ

この  
のような経路（外交ルート）で伝達される文書であって、防衛に関する事項であり、防衛大臣が我が国の防衛上秘匿することが必要であると判断したものについて、外務大臣の意見が尊重されることにより特別秘密に指定できないようなこととなると、防衛に関する秘密保全上の懸念が生じ得る。

① 防衛省が外交ルートで防衛に関する情報（別表の第1号ハにのみ該当するもの）を受領した場合、あくまでそれは、所定の（形式的な）外交ルートで伝達されているだけであるため、当該情報に含まれる事項を「共有」しているとは言えないとの理解でよろしいか（つまり、この場合、防衛省は、外務省の意見を尊重せずとも当該情報を特別秘密に指定することができるとの理解でよろしいか。）。

② 防衛省が外交ルートである情報を受領した場合、その情報によっては、別表の第1号ハに該当するとともに、第2号ハにも該当し得ることが考えられるが、この場合、防衛省と外務省のどちらが指定権を行使して、どちらが「特定行政機関」となるのか。

サ 外国政府から伝達される情報（特別秘密に指定されるような事項を含んだもの）のように、当該事項の政府内の共有の範囲について、当然には分からない場合においては、どのような手続を踏むことにより、特別秘密に指定するか否かの判断が政府として行われることを想定しているのか。

シ 同じ情報を2つの省庁が外部から受領した場合、それぞれの省庁が別の事項として指定することは想定されるのか。その場合、一定期間経過後、例えば、外務省は外交上は秘匿の必要がないと判断し、防衛省は引き続き防衛上は秘匿の必要があると判断した場合、どのような取扱いになるのか。

ス 機関Aから機関Bに伝達された事項について、機関Aが事後的に特別秘密に指定する例のように、「後出し」で特別秘密に指定することを認めることは現実的ではない（機関Aは、当該事項を作成又は入手したときに特別秘密に指定するか否かを判断すべきであり、事後的な判断を許容すると、機関Aにおける特別秘密の保全すら適切に行われなくなるおそれがある）と考える。したがって、「後出し」によって、特別秘密に指定されるようなことはないかと理解してよいか。

なお、法の施行時に特定行政機関において既に共有されている事項については、法の公布から施行までの間に調整することとすれば足りる。

※ 行政機関の長は、自ら排他的に保有する事項については、排他的に保有している間に特別秘密に指定することが求められているものであり、一旦他の行政機関に自ら伝達した事項について、後に、“考え直して”特別秘密に指定することを認めると、考え直すまでの間に適性評価を受けていない者が当該事項を取り扱う可能性を排除できないことから、これを認めるべきではないと考える。なお、これは、その行政

このような理解でよろしいか。このような理解でよろしければ、これを義務付けるような枠組みをどのように設ける予定か御教示いただきたい。

コ [REDACTED]

このような経路（外交ルート）で伝達される文書であって、防衛に関する事項であり、防衛大臣が我が国の防衛上秘匿することが必要であると判断したものについて、外務大臣の意見が尊重されることにより特別秘密に指定できないようなこととなると、防衛に関する秘密保全上の懸念が生じ得る。

- ① 防衛省が外交ルートで防衛に関する情報（別表の第1号ハにのみ該当するもの）を受領した場合、あくまでそれは、所定の（形式的な）外交ルートで伝達されているだけであるため、当該情報に含まれる事項を「共有」しているとは言えないとの理解でよろしいか（つまり、この場合、防衛省は、外務省の意見を尊重せずとも当該情報を特別秘密に指定することができるとの理解でよろしいか。）。
  - ② 防衛省が外交ルートである情報を受領した場合、その情報によっては、別表の第1号ハに該当するとともに、第2号ハにも該当し得ることが考えられるが、この場合、防衛省と外務省のどちらが指定権を行使して、どちらが「特定行政機関」となるのか。
- サ 外国政府から伝達される情報（特別秘密に指定されるような事項を含んだもの）のように、当該事項の政府内の共有の範囲について、当然には分からない場合においては、どのような手続を踏むことにより、特別秘密に指定するか否かの判断が政府として行われることを想定しているのか。
- シ 同じ情報を2つの省庁が外部から受領した場合、それぞれの省庁が別の事項として指定することは想定されるのか。その場合、一定期間経過後、例えば、外務省は外交上は秘匿の必要がないと判断し、防衛省は引き続き防衛上は秘匿の必要があると判断した場合、どのような取扱いになるのか。
- ス 機関Aから機関Bに伝達された事項について、機関Aが事後的に特別秘密に指定する例のように、「後出し」で特別秘密に指定することを認めることは現実的ではない（機関Aは、当該事項を作成又は入手したときに特別秘密に指定するか否かを判断すべきであり、事後的な判断を許容すると、機関Aにおける特別秘密の保全すら適切に行われなくなるおそれがある）と考える。したがって、「後出し」によって、特別秘密に指定されるようなことはないかと理解してよいか。
- なお、法の施行時に特定行政機関において既に共有されている事項については、法の公布から施行までの間に調整することとすれば足りる。
- ※ 行政機関の長は、自ら排他的に保有する事項については、排他的に保有している間に特別秘密に指定することが求められているものであり、一旦他の行政機関に自ら伝達した事項について、後に、“考え直して”特別秘密に指定することを認めると、